



平成 18 年 10 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 J A S D A Q)
問合せ先 常務取締役経理部長 金澤 正晃
T E L 03-3987-8890

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 26 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 11 月 28 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

- (1) 当社の関連事業の拡大に備え、現行定款第 2 条（目的）1. に賃貸事業を追加するものであります。（変更案第 2 条）
- (2) インターネットの普及を考慮し、また周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。（変更案第 4 条）
- (3) 機動的な資本政策を遂行できるよう、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨の規定を新設するものであります。（変更案第 6 条）
- (4) 当社株式は、平成 18 年 8 月 10 日付をもってジャスダック市場に上場されたことに伴い、株式会社証券保管振替機構の取扱対象銘柄となりましたので、本定款における「株主」及び「株主名簿」には、それぞれ実質株主及び実質株主名簿を含むことを明確にするため、その旨の規定を置くものであります。（変更案第 8 条）
- (5) 株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことが可能となるよう、会社法第 309 条第 2 項の株主総会の決議の定足数の規定を新設するものであります。（変更案第 14 条）
- (6) 役付取締役の社長代行の役職を削除するとともに、会長職の員数を規定するものであります。（変更案第 21 条）
- (7) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）の施行に伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 株主総会の招集に際し、効率的且つ充実した情報開示を可能とするため、インターネット

を利用した方法による株主総会参考書類等の開示とみなし提供を可能とするものであります。(変更案第13条)

- ② 株主総会における議決権行使につき、代理人の人数を明確化するものであります。(変更案第15条)
- ③ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、取締役会書面決議を可能とするものであります。(変更案第24条)
- ④ 補欠監査役の予選の効力の期間を定める規定を新設するものであります。(変更案第33条)
- ⑤ 社外監査役として優秀な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とするものであります。(変更案第41条)
- ⑥ 会社法施行に伴い、当社定款に定めがあるものとみなされた事項である株券の発行(変更案第7条)、取締役会の設置(変更案第17条)、監査役及び監査役会の設置(変更案第30条)、会計監査人の設置(変更案第42条)等について規定するとともに、会計監査人の役割を明確化するために会計監査人に関する規定(変更案第6章、第43条から第45条)を新設するものであります。
- ⑦ その他、会社法施行に伴う用語の改定及び条文の移設・整理等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成18年11月28日(火曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成18年11月28日(火曜日)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ビックカメラと称し、英文では、BIC CAMERA INC. と表示する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 〈現行どおり〉</p>
<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 家庭用電気製品、電気器具、映像音響機械器具、写真機械器具、光学機械器具、コンピューター並びにその周辺機器、通信機器、放送設備機械器具、事務用機械器具、産業用電気機械器具、空調システム・ユニットバス・キッチン・トイレ・太陽光発電設備等の住宅設備機器、防災設備機器、保安警備機械器具、医療用機器、保健・衛生用機器等の商品の企画、開発、製造、販売、<u>修理並びに輸出入。</u></p> <p>2.) 〈条文省略〉</p> <p>51.</p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 家庭用電気製品、電気器具、映像音響機械器具、写真機械器具、光学機械器具、コンピューター並びにその周辺機器、通信機器、放送設備機械器具、事務用機械器具、産業用電気機械器具、空調システム・ユニットバス・キッチン・トイレ・太陽光発電設備等の住宅設備機器、防災設備機器、保安警備機械器具、医療用機器、保健・衛生用機器等の商品の企画、開発、製造、販売、<u>修理、輸出入及び賃貸。</u></p> <p>2.) 〈現行どおり〉</p> <p>51.</p>
<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。</p>	<p>〈現行どおり〉</p>
<p>(公告の方法) 第 4 条 当社の<u>公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>(公告方法) 第 4 条 当社の<u>公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は、2,541,000 株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数は、2,541,000 株とする。</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(株券の発行)</u> <u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第6条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② 前項のほか、<u>必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載又は記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>② 前項のほか、<u>必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置くことができる。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱事務所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失に係る手続き並びに諸届の受理、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 9 条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は<u>毎年 11 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 10 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 <現行どおり></p> <p>② <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第 11 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><新設></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 12 条 株主は当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p><新設></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は取締役会を置く。</p>
<p>(員数)</p> <p>第14条 当社の取締役は15名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 <現行どおり></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><新設></p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ <現行どおり></p>
<p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第17条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役社長代行1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <現行どおり></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第21条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任減免)</p> <p>第 24 条 当会社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項のその任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 25 条 当会社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><新設></p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第 30 条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p>
<p>(員数)</p> <p>第 26 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第 31 条 <現行どおり></p>
<p>(選任)</p> <p>第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する<u>定時株主総会の終結</u>の時までとする。</p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><新設></p>	<p>(任期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する<u>定時株主総会終結</u>の時までとする。</p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>③ <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 34 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役をその決議によって選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 30 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 <現行どおり></p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>ある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め<u>がある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 32 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 37 条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 38 条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任減免)</p> <p>第 35 条 当社は商法第 280 条の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項のその任務を怠った監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(補欠監査役)</p> <p>第 36 条 当社は監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>② 補欠監査役の選任決議の定足数は第 26 条の規定を準用する。</p> <p>③ 前項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>④ 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第 42 条 当社は、会計監査人を置く。</p>
<p><新設></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新設></p>	<p><u>(任期)</u> <u>第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>(報酬等)</u> <u>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 計算 (営業年度及び決算期) 第 37 条 当社の<u>営業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とし、毎年 8 月 31 日を決算期とする。</u></p>	<p>第 7 章 計算 (事業年度) 第 46 条 当社の<u>事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。</u></p>
<p><u>(利益配当金)</u> 第 38 条 <u>利益配当金は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当)</u> 第 47 条 <u>剰余金の配当は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p>
<p><u>(中間配当)</u> 第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p><u>(中間配当)</u> 第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第 40 条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <新設></p>	<p><u>(剰余金の配当等の除斥期間)</u> 第 49 条 <u>剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> ② <u>未払の配当金には、利息をつけない。</u></p>